

第 9 号 議 案

平成29年度愛知県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成29年度愛知県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,419
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,419
2 繰 越 金		9,125
	1 繰 越 金	9,125
3 諸 収 入		87,002
	1 貸 付 金 収 入	87,000
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		97,546

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		千円 96,000
	1 貸 付 事 業 費	96,000
2 業 務 費		1,546
	1 業 務 費	1,546
歳 出 合 計		97,546

第10号議案

平成29年度愛知県港湾整備事業特別会計予算

平成29年度愛知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,736,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 県債」による。

平成29年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,023,719 <small>千円</small>
	1 使用料	1,023,719
2 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		116,010
	1 一般会計繰入金	116,010
4 繰越金		130,114
	1 繰越金	130,114
5 諸収入		26,947
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	1

	3 雑 入	26,945
6 県 債		440,000
	1 県 債	440,000
歳 入 合 計		1,736,792
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		1,736,792 <small>千円</small>
	1 港 湾 整 備 事 業 費	1,004,438
	2 公 債 費	732,354
歳 出 合 計		1,736,792

第2表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 港 湾 施 設 整 備 費	千円 440,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。
合 計	440,000			

第 1 1 号 議 案 平成29年度愛知県流域下水道事業特別会計予算

平成29年度愛知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,900,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(県債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 県債」による。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		14,915,984 <small>千円</small>
	1 負 担 金	14,915,984
2 使 用 料 及 び 手 数 料		30,541
	1 使 用 料	30,541
3 国 庫 支 出 金		7,355,260
	1 国 庫 補 助 金	7,355,260
4 財 産 収 入		21,419
	1 財 産 運 用 収 入	21,418
	2 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		6,971,025
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,971,025
6 繰 越 金		1,182,594

	1 繰越金	1,182,594
7 諸収入		45,064
	1 県預金利子	1
	2 雑入	45,063
8 県債		8,379,000
	1 県債	8,379,000
歳入合計		38,900,887
歳出		
款	項	金額
1 流域下水道建設事業費		13,400,312 <small>千円</small>
	1 流域下水道建設事業費	13,400,312
2 流域下水道管理事業費		12,606,819
	1 流域下水道管理事業費	12,606,819
3 公債費		12,878,756

	1 公 債 費	12,878,756
4 予 備 費		15,000
	1 予 備 費	15,000
歳 出 合 計		38,900,887

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道建設事業費	1 流域下水道建設事業費	流域下水道建設事業費	千円 253,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度から 平成31年度まで		千円 4,560,000
境川流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度から 平成31年度まで		千円 1,895,000
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度から 平成32年度まで		千円 6,460,000
衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度から 平成31年度まで		千円 1,639,000
豊川流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度		千円 1,153,000
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度		千円 570,000
日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度		千円 840,000
五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度		千円 653,000
日光川下流流域下水道事業管きょ布設工事	平成30年度		千円 440,000
日光川下流流域下水道事業処理場建設工事	平成30年度		千円 240,000

第4表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業 費	千円 6,471,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。
合 計	6,471,000			

第 1 2 号 議 案

平成29年度愛知県県営住宅管理事業特別会計予算

平成29年度愛知県の県営住宅管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,404,202千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		14,725,538 <small>千円</small>
	1 使用料	14,725,538
2 国庫支出金		725,166
	1 国庫補助金	725,166
3 財産収入		13,664
	1 財産運用収入	13,124
	2 財産売却収入	540
4 繰入金		1,574,531
	1 一般会計繰入金	1,574,531
5 繰越金		349,000
	1 繰越金	349,000
6 諸収入		16,303

	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	35
	3 雑入	16,267
歳入	合計	17,404,202
歳出		
款	項	金額
1 県営住宅管理事業費		17,404,202 <small>千円</small>
	1 県営住宅管理費	8,760,803
	2 公債費	8,638,399
	3 予備費	5,000
歳出	合計	17,404,202